

平成30年度公金管理運用計画

平成30年4月

港区会計室

港区公金管理運用方針（平成 14 年 6 月 13 日付 14 港収第 64 号）に基づき、平成 30 年度港区公金管理運用計画を次のとおり定めます。

1 区を取り巻く経済・金融動向と公金管理運用計画の考え方

平成 29 年 12 月 19 日に閣議了解された「平成 30 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、平成 29 年度の経済動向について、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いており、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある、としています。

また、平成 30 年度の経済見通しについては、海外経済の回復が続く下で、「平成 30 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策効果もあいまって、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれ、物価については、景気回復により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる、としています。なお、先行きのリスクとして、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等を挙げています。

一方、わが国の金融市場では、日本銀行が 2%の「物価安定の目標」をもとに「量的・質的金融緩和」政策を平成 25 年 4 月に導入したことにより、国債価格が上昇し、利回りは過去最低を更新しました。日本銀行は、当初、「物価安定の目標」達成を 2 年程度と定めましたが、原油安や中国を始めとする新興国経済の減速等の影響から目標達成が困難なことから目標達成の時期は先送りされています。また、日本銀行は、デフレ脱却の機運を腰折れさせかねないとの危機感により、平成 28 年 2 月から、日本銀行が銀行から預かる当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%を適用する「マイナス金利付き量的・質的緩和」政策を導入しました。これにより、国内景気の下支えや株式への資金流入増につながるなどの期待などから、さらに国債価格は上昇し、利回りが史上最低を更新するとともに、中期国債ばかりでなく長期国債においても一時利回りがマイナスとなる状況が生じました（図 1 参照）。

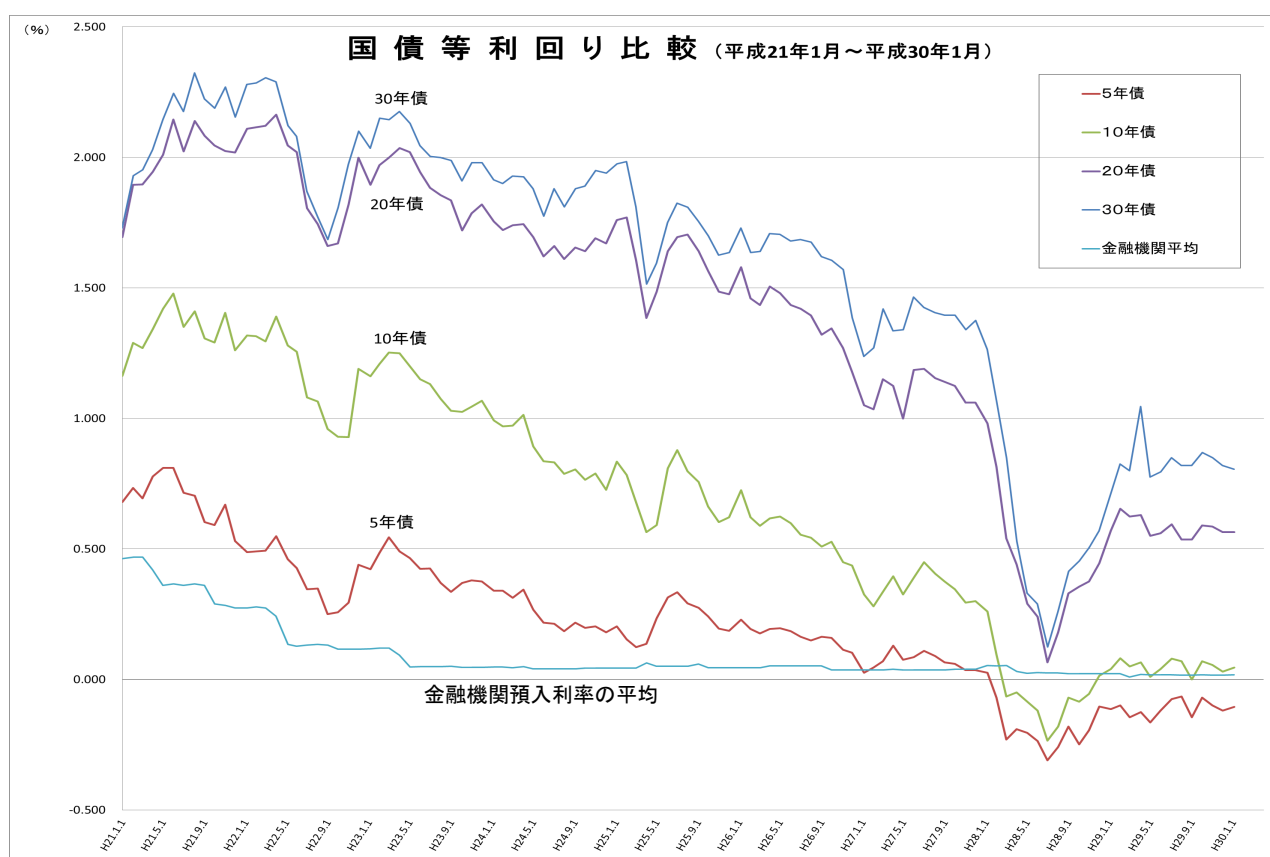
さらに、日本銀行は、平成 28 年 9 月、これまでの「量的・質的金融緩和」および「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策の枠組みを強化する形で、「長短金利操作付き量的緩和」（イールドカーブ・コントロール）政策の導入、および消費者物価上昇率の実績値が安定的に 2%の「物価安定の目標」を超えるまでマネタリーベースの拡大を継続する（オーバーシュート型コミットメント）方針を決定し、国内金利を低位に誘導し続けています。

平成 30 年 1 月 23 日に日本銀行が発表した、2018 年 1 月の経済・物価情勢の展望（展望レポート）では、消費者物価指数（生鮮食品を除くコア C P I）の前年比見

通しを、2017年度0.8%の上昇、2018年度1.4%の上昇、2019年度は消費増税の影響を除くと1.8%の上昇と前回の見通しを据え置くとともに、金融政策決定会合では「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」および消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまでマネタリーベースを拡大する方針を継続することを決定しました。

雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな経済の回復基調が続いており、海外経済が回復する下で民需の改善もみられるものの、日銀は予想物価上昇率を「横ばい圏内で推移している」と判断していることから、平成30年度における日本銀行の金融政策は当面現状維持が続くものと考えられます。

図1 過去9年の金利推移（平成21年1月～平成30年1月）



このように緩やかな経済の回復基調下にある金融市場において、米国及び欧州等海外の経済情勢や金融資本市場の変動の影響等を考慮した上で、日本銀行の金融政策にも注視しながら、戦略的・機動的に公金の管理・運用を行うことが必要です。

また、港区基本計画・実施計画平成30年度～平成32年度（2018年度～2020年度）で見通した財政収支のもとで、港区ならではの地域共生社会の実現に向けた取組等を着実に推進する資金計画も求められます。

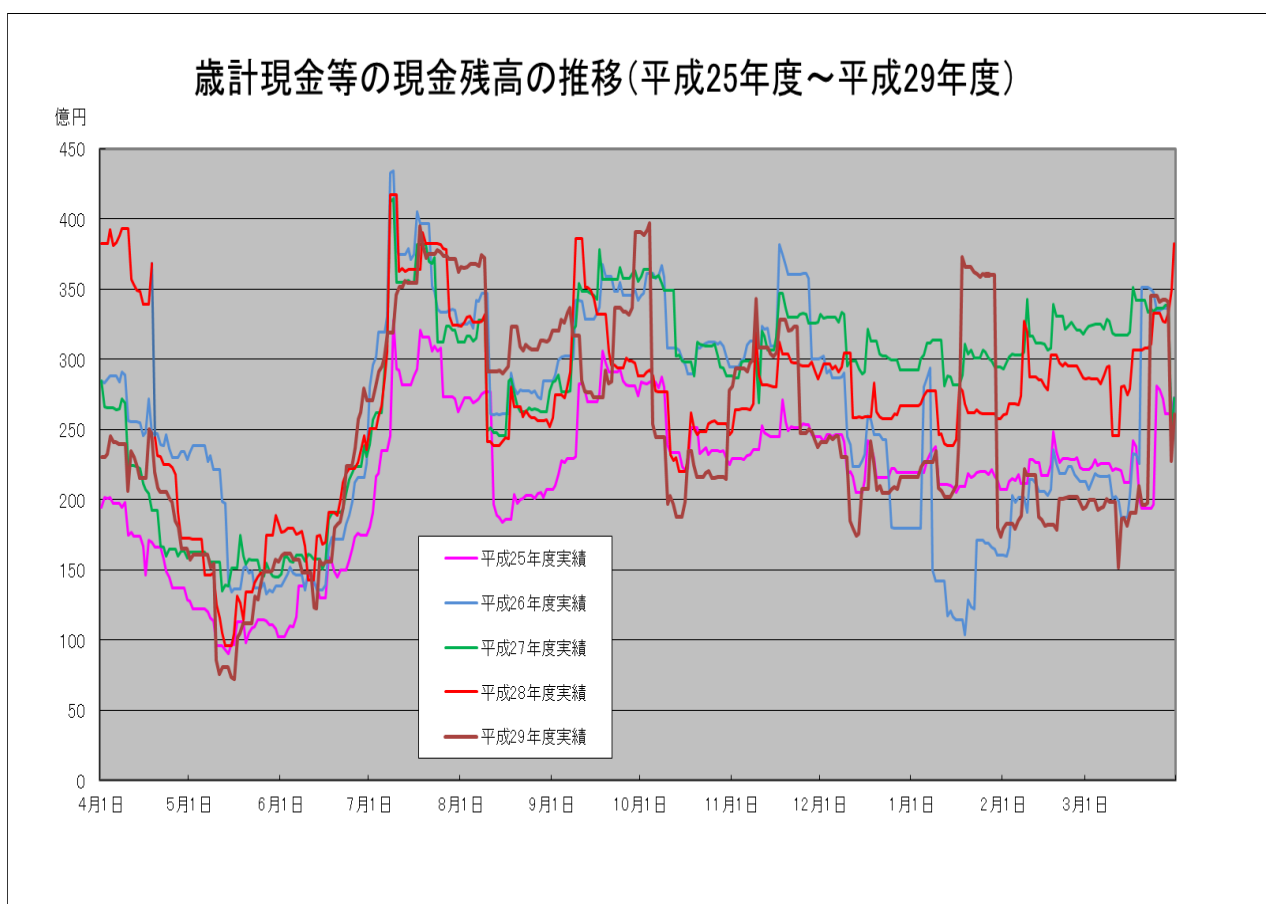
そのため、平成30年度の公金の管理・運用においては、「港区公金管理運用方針」を基本としつつ、計画的な基金の積み増しや事業実施に必要な資金を確保しつつ、金融情勢を見極めた戦略的・機動的な運用が可能な計画として策定します。

2 歳計現金の管理運用

(1) 資金収支の見通し

平成 30 年度の資金収支の状況は、例年同様、特別区税や国民健康保険料の収納時期などの関係上、4 月から 6 月にかけて一時的に資金的な余裕がなくなることが予想されます。また、平成 29 年度末の基金の追加積立により歳計現金の減少が想定されるため、あらゆる手法を用いて年度当初の歳計現金の確保に努めます。その後は、特別区税収入等の収入が支出を上回ることが予想されます。

図 2 歳計現金等¹の現金残高の推移



1) 歳計現金等とは、「歳計現金」(一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計)、「歳入歳出外現金」「公共用地買収基金」「国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」の総称。

(2) 歳計現金管理運用計画

歳計現金は、地方自治法第 235 条の 4 において「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」とされ、地方自治法施行令第 168 条の 6 で「指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」と定められています。

歳計現金は、基本的に支払準備金であることから、支払に支障をきたすことのないように細心の注意を払うとともに、支払準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることとします。

① 支払準備金の保管

日々の支払に備えるための支払準備金は、安全性と流動性を確保するため指定金融機関の当座預金、普通預金で保管します。

② 余裕資金の運用

収支計画に基づいた支払準備金に支障のない余裕資金は、安全性を前提に効率的な運用を行うことと併せ、緊急の支払等による解約などに速やかな対応ができるよう、指定金融機関の定期性預金で保管・運用します。

歳計現金等の5か年の平均残高と平均利回り

(単位：百万円)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
平均残高	24,867	27,157	28,447	25,981	21,645
平均利回り (年利)	0.003%	0.008%	0.024%	0.022%	0.024%

1) 歳計現金等

現金の種類

ア 歳入歳出に属する現金（歳計現金）〔地方自治法第235条の4①〕

一 会計年度における一切の収入又は支出に係る現金のこと

イ 歳入歳出外現金〔地方自治法第235条の4③〕

普通地方公共団体の占有には属するが、その所有権自体は、当該地方公共団体以外の者に属する現金

ウ 一時借入金〔地方自治法第235条の3〕

既定の歳出予算内の支出現金の不足を補うために普通地方公共団体の長が借り入れる現金

エ 基金に属する現金〔地方自治法第241条〕

普通地方公共団体が特定の目的のために財産を維持管理する目的で設置されるもの（基金）に属する現金

3 基金（積立基金）の管理運用

(1) 基金残高の見通し

港区財政運営方針にもとづき計画的に積み立ててきた「震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（震災復興基金）」については、40億円の前倒し分を含め約420億円を積み立てたことから、平成29年度末の残高は540億円となりました。

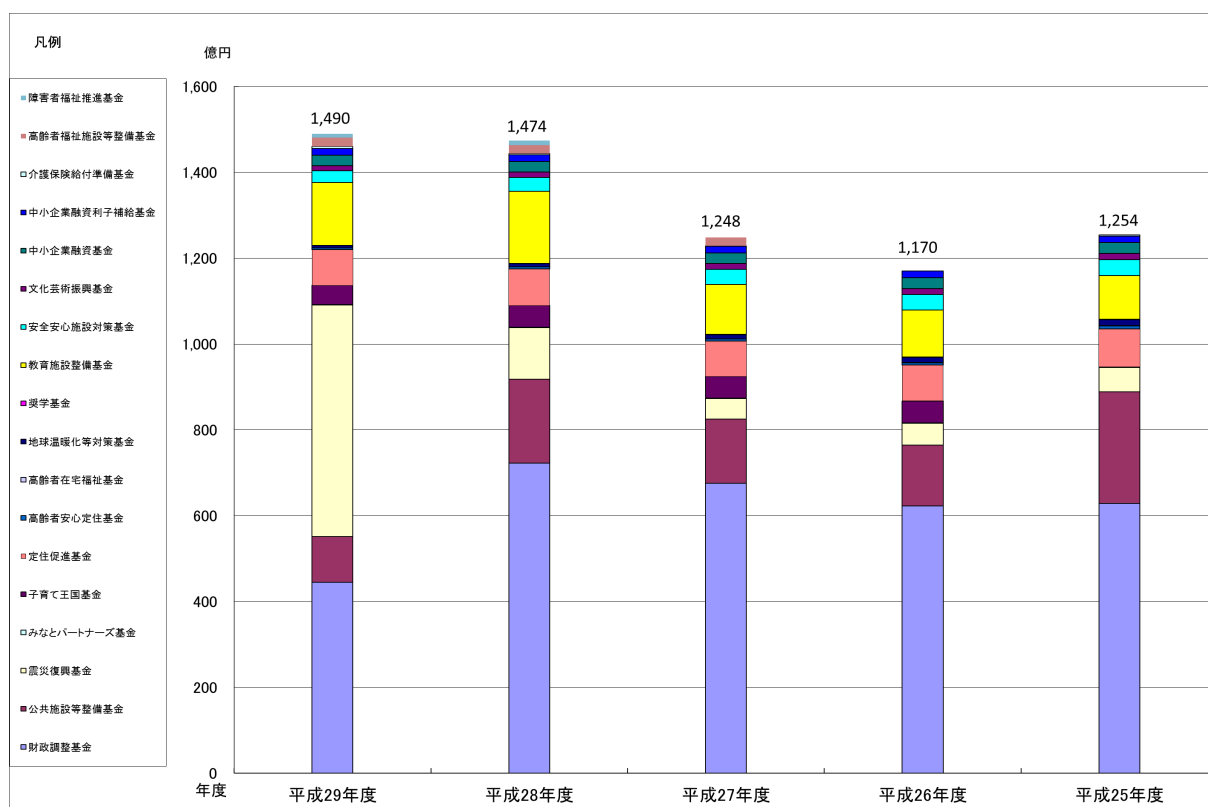
また、財政調整基金に35億円、公共施設等整備基金に13億円、教育施設整備基金に33億円、定住促進基金に2億円、介護保険給付準備基金に3億円を積み増し、総額490億円の取崩しを行うため、平成29年度末の基金残高は1,490億円となりました。

基金の5か年の平均残高と平均利回り

(単位：百万円)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
平均残高	149,652	131,522	121,956	125,331	131,545
平均利回り (年利)	0.065%	0.071%	0.113%	0.137%	0.168%

図3 基金の5か年の年度末残高の推移



2) 基金管理運用計画

① 基金の一括運用

港区公金管理運用方針に基づき、預託や取崩し等を予定している基金を除き一括運用が可能な基金については、スケールメリットを活かした効率的な一括運用を継続して行います。

② 運用方法

安全性に留意しながら流動性を確保する短期的な運用と、安全性を確保しつつ効率性・収益性を目指す長期的な運用を組み合わせ、安全かつ安定的な収益を確保する運用方法とします。なお、我が国の金融市場では、日本銀行の金融政策により、金融機関に預けられる金額に制約を受けることや国債・地方債がマイナスまたは極めて低い利回りとなっていることから、昨年度港区公金管理運用方針を改正し、運用対象の金融商品に財投機関債に準ずる債券を増やしました。より多くの種類の債券により、一層効率的かつ効果的な運用を行います。

また、「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（震災復興基金）」については、震災後の復旧・復興に必要な経費として、発災直後～2年以内に500億円程度の資金が必要とされるため、毎年200億円の償還があるよう債券で運用し、それ以外については流動性を確保するため預金で運用します。

具体的な運用方針としては、基金残高や過去10年の基金の繰入状況、港区基本計画・実施計画に基づく事業等に必要な経費を考慮するとともに、震災復興基金の積立が完了する5年後には、長期（5年）運用が可能となる基金約1,000億円を債券により運用します。

預金・債券による運用割合

年度	預 金			債 券		
	運用割合	運用額	利 率	運用割合	運用額	利回り
27年度	73%	908億円	0.077%	27%	340億円	0.271%
28年度	69%	1,015億円	0.026%	31%	459億円	0.187%
29年度	61%	912億円	0.017%	39%	578億円	0.130%
30年度 (予定)	48%	696億円	0.017%	52%	758億円	0.130%

* 債券による運用は、一括運用の対象とならない基金（金融機関へ預託して運用している「中小企業融資基金」及び「中小企業融資利子補給基金」、短期間で取り崩しを予定している「介護保険給付準備基金」）を除いています。

平成 30 年度については、日本銀行の金融政策や市場の金利状況、債券の発行条件等を勘案しながら、公金管理運用方針にもとづき、運用目標とした 1,000 億円を償還期間が 5 年の債券によるラダー型ポートフォリオ²の完成に向けて 700 億円を債券により運用します。

2) **ラダー型ポートフォリオ**：毎年償還となる金額が一定となるように債券を保有し、償還分を再投資することにより、満期構成を維持する運用です。

毎年一定額の債券を購入するため、金利変動を長期的に中立化でき、平均的な利益をあげられる特徴があります。

③ 預金による運用の考え方

- (ア) 港区公金管理運用方針に基づき期間 1 年の定期性預金³で運用します。
- (イ) 預入先は、引合い（入札）方式により決定することを基本とします。引合い対象とする金融機関は、経営の安定した健全な金融機関を前提として、区との連携や地域への貢献度等にも配慮します。
- (ウ) 港区公金管理運用方針に定める「港区金融機関選別基準」に基づく評価の結果により、ペイオフのリスクを避ける必要があると判断される場合は、決済用預金⁴とします。

3) 定期性預金には、中途解約できる大口定期と、中途解約できない譲渡性預金があります。

4) **決済用預金**：無利息の普通預金と当座預金のことで、預金保険法が定める「決済用預金」で、預金保険制度により全額補償されます。

積立基金残高（対前年度比較）

（単位：円）

	基金名	28年度末残高	29年度末残高
一括運用の対象とする基金	みなとパートナーズ基金	98,488,615	96,007,615
	文化芸術振興基金	1,234,647,714	1,101,904,714
	震災復興基金（*）	12,008,484,781	54,016,323,781
	高齢者安心定住基金	466,226,000	452,054,000
	高齢者福祉施設等整備基金	2,002,616,155	2,003,792,155
	定住促進基金	8,526,098,177	8,268,167,177
	地球温暖化等対策基金	807,742,812	540,321,812
	子育て王国基金	5,028,289,583	4,458,073,583
	財政調整基金	72,257,567,824	44,529,508,669
	公共施設等整備基金	19,585,718,000	10,600,440,000
	安全安心施設対策基金	3,269,320,355	2,814,241,355
	奨学基金	23,447,500	23,447,500
	教育施設整備基金	16,779,823,330	14,620,561,330
	障害者福祉推進基金	1,000,243,287	922,383,287
個別運用する基金	中小企業融資基金	2,500,000,000	2,500,000,000
	中小企業融資利子補給基金	1,529,971,310	1,530,338,057
	介護保険給付準備基金	261,098,515	516,840,874
	合計	147,379,783,958	148,994,405,909

* 一括運用の対象については、金融機関へ預託して運用している中小企業融資基金及び中小企業融資利子補給基金並びに短期間での取り崩しを予定している介護保険給付準備基金を除いています。

（*）平成29年4月1日に基金名を「震災対策基金」から「震災復興基金」に変更しました。